

平成 30 年 5 月 2 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された  
X線機器の所有の有無の確認及び早期処理の周知徹底について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

日本医師会 常任理事

羽 鳥 裕  
市 川 朝 洋

高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された  
X線機器の所有の有無の確認及び早期処理の周知徹底について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医政局総務課及び経済課より各都道府県等衛生主管部局宛に  
標記事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度PCB廃棄物）については、平成29年8月9日付（地I124）をもって貴会宛に送付致しております。高濃度PCB廃棄物が含有された変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器等を期間内に確実に処分委託等を行うことが「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）において定められ、全国5箇所の「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」（JESCO）が処理施設として整備されております。しかし、処理施設ごとに定められた計画的処理完了期限の1年前が処分期間の末日とされ、早期の対応が求められております。

本件は、医療機関が所有するX線機器の中には、昭和50年（1975年）頃までに国内で製造・販売されたものの一部に高濃度PCBを含むコンデンサー等が使用されたものがあり、これらについても処分期間内に自ら処理又はJESCOに処分委託すること等がPCB特別措置法により保管事業者及び所有事業者に対して義務付けられていることから、医療機関に対し確認を依頼する等対応について周知するものであります。

また、X線機器における高濃度PCBを含むコンデンサー等の使用有無については、同省通知記2.に記載されている通り、メーカー名・機器名及び型式名から判別可能であり、X線機器の製造・販売企業団体（JIRA）がホームページにて関連する情報を提供しています。（<http://www.jira-net.or.jp/info/pcb.html>）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下医療機関等への周知について、ご高配のほどお願い申し上げます。

追って、医療機関において、高濃度PCB廃棄物と思われるものがある場合は、直接触れることはせずに、JESCO：（[TEL:03-5765-1935](tel:03-5765-1935)）、あるいはX線機器に関するお問い合わせ先：一般社団法人日本画像医療システム工業会（JIRA）（[TEL:03-3816-3450](tel:03-3816-3450)）へ連絡して頂きますよう申し添えます。